

介護保険負担限度額認定の申請はお早めに

介護保険施設入所者および在宅介護者の方で、短期入所生活介護のため介護保険施設などを利用されている方のうち、介護保険負担限度額（施設利用に係る居住費・食事代の負担額）認定を受けている方は、6月30日に認定期間が満了となります。7月1日以降も引き続き認定を希望される方は、あらためて申請を行ってください。認定の基準は前年の世帯の課税状況と本人の所得、課税年金の合計額で、市民税非課税世帯のみ該当となります。また、新規で認定を希望される方や、課税状況や世帯員の異動により該当する可能性がある方も同様に申請してください。※認定は申請した月の1日からとなりますので、お早めに申請してください。

●申請場所 長寿課介護保険係（総合福祉センター内）
 ④長寿課 22―1361

第59回行財政研修会を開催します

- 日時 7月13日（金）14時～
- 場所 えぞこホール（大河原町）
- 演題 安倍政権と政局の行方（どうなる参院選）
- 講師 中村 啓三氏（政治ジャーナリスト）
- 入場料 無料
- ④仙南地域広域行政事務組合総務課 0224―52―2628

平成19年度母子父子家庭等特別相談を実施します

- 母子家庭や父子家庭の方が生活上抱えているさまざまな問題について弁護士が相談に応じます。
- 相談実施日時（仙南関係分）8月15日（水）13時～14時
- 場所 仙南保健福祉事務所（大河原合同庁舎内）
- ※相談を希望される方は、事前に予約を行ってください。
- ④仙南保健福祉事務所 0224―53―3132

事業主の皆さまへ企業と高等学校教諭との懇談会

- ハローワーク白石では、企業（人事担当者）と高等学校教諭との懇談会を開催します。
- 事業主の皆さまには、企業ピーアールや求める人材像など、求人票には書ききれない詳細事項について情報交換を行っていたくとともに、新卒者の採用経験を通じてのご意見や要望などを直接、高等学校の進路指導担当教諭と意見交換ができる機会ですので、ぜひご参加ください。
- 詳しくは、ハローワーク白石までお問い合わせください。
- 日時 7月9日（月）13時30分～16時
- 場所 桜フロア（大河原町）
- 内容 企業ごとにブースを設けた個別の情報交換会
- ※参加を希望される場合は、事前にお申し込みください。
- ④ハローワーク白石職業相談部門 25―3107

道路整備の中期計画の作成に向けたアンケートに協力ください

- 国土交通省道路局では、今後の道路政策についてアンケート調査を実施します。
- このアンケートは、昨年12月に閣議決定した「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づき、今後の具体的な道路整備の姿を示す中期的な計画を作成するに当たって、国民の皆さまのご意見を伺うために実施するものです。
- 皆さまの積極的なご意見をお待ちしています。
- アンケートの提出方法 建設課備え付けの回答はがきに回答および意見を記入の上、国土交通省道路局へ郵送するか、または建設課までご提出ください。インターネットや携帯サイト、FAXなどでも提出することができます。詳しくは、「道路整備の中期計画の作成に向けてのアンケート調査」に係るホームページをご覧ください。
- ホームページアドレス <http://www.douro-keikaku.jp/>
- アンケートの回答締め切り日 7月31日（日） ※必着
- ④国土交通省道路局中期計画作成担当 03―5253―8111（内線37384）
- 建設課道路管理係 22―1326

歯の健康を守るために～白石歯科医師会・8020よい歯のコンクール～

- 白石歯科医師会と厚生労働省では、来るべき高齢化社会に向けて豊かな食生活を楽しめるよう80歳で自分の歯を20本以上残そうという8020運動を展開しています。白石歯科医師会では、「8020よい歯のコンクール」を行い、年をとっても何でも食べられる健康な方を応援します。
- あなたの近くに、お手本となるような歯・つばい、なはいませんか？
- 対象者 平成19年4月1日現在、満70歳以上で歯が20本以上あり、健康状態の良好な方
- 応募方法 白石刈田地区の歯科医院、診療所の窓口にある応募用紙に住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、歯科健診を受けてください。健診は無料です。
- 応募締め切り日 7月7日（土）
- 表彰 入選者は最優秀賞、優秀賞、入選の区分により、7月21日（土）にホワイトキューブで行われる「さわやかフェスティバル」の席上で表彰します。発表は応募者各自にはがきで通知します。
- なお、対象となられた方には、漏れなく賞状と、記念品として直径12cmの紅白の口福饅頭を進呈します。
- 主催 白石歯科医師会
- ④おかる歯科医院 24―3777

児童手当現況届の提出を忘れていませんか？

児童手当の給付を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。現況届を提出しないと引き続き児童手当を受けることができなくなりますので、まだ提出していない方は至急、子ども家庭課の窓口で手続きを行ってください。※該当する方には、6月中旬に現況届用紙を送付しています。

恩給欠格者や戦後強制抑留者、引き揚げ者の皆さまへ「特別慰労品」を贈呈しています

恩給欠格者や戦後強制抑留者、外地などからの引き揚げ者の皆さまに、あらためて内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状などを受けた方や、書状を受ける資格があったにもかかわらず請求されていない方も対象となります。請求期限は平成21年3月31日ですので、お早めにご請求ください。請求書類は福祉事務所の窓口に備え付けています。※贈呈は対象者ご本人に限ります。

●ホームページアドレス <http://www.heiwa.go.jp>
 ④独立行政法人平和祈念事業特別基金 0120―234―933

7月から平成19年度の国民年金保険料の免除申請を受け付けます

- 免除制度をご存じですか？ 所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが困難な場合に、免除制度や若年者猶予制度（30歳未満の人が対象）があります。7月から一般の方を対象にした免除申請を受け付けますので、希望される方はお早めに申請を行ってください。なお、昨年度から免除を継続的に認められている場合は申請不要です。
- 申請手続きに必要な物 ・年金手帳、印鑑、退職や失業の場合は、雇用保険の雇用保険受給資格者証または、離職票の写しなど
- ※平成19年1月1日現在の住所が白石市以外の場合は前住所地からの所得証明が必要になります。
- 自分の年金記録を確認し、将来に備えましょう 記録の確認は大河原社会保険事務所の延長窓口をご利用ください。
- 7～8月の延長相談窓口 ・7月9日（月）、7月17日（火）、8月13日（月）、8月20日（月）は17時15分から19時まで実施。7月14日（土）、8月11日（土）は9時30分から16時まで実施。
- ④大河原社会保険事務所 0224―51―3111 市民課 22―1312

国民生活金融公庫の融資制度のご案内

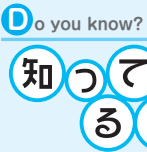
国民生活金融公庫は、中小企業への事業資金融資や一般の方への教育資金融資などを行う、全額政府出資の政府系金融機関です。融資は固定金利で長期返済が可能です。詳しくはお問い合わせください。

●主な融資制度の概要

区 分	融資限度額		返済期間		利率（年）
	運転資金	設備資金	5年以内	10年以内	
国の事業ローン（普通貸付）	4,800万円				2.7%～
					通常の金利+0.65%
第三者保証人不要融資制度	2,000万円		5年以内	10年以内	2.7%～
新企業育成貸付（新規開業資金）	7,200万円		15年以内		2.7%～
国の教育ローン	4,800万円		5年以内		2.5%
入学資金・在学資金	200万円		10年以内		2.5%

- ※表中の金額や利率は6月13日現在のものです。
- ④国民生活金融公庫仙台支店 022―222―5173
- 白石商工会議所 26―2191

VIEW POINT



「裁判員制度とは？」その3

④いきいきラザ消費生活相談室 2210783（相談日 月・水・金9時～16時）

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が公布されたのが平成16年5月28日。公布の日から5年以内、つまり平成21年5月までに、国民が司法に参加する裁判員制度が実施される予定です。制度の予備知識を得るため、5月号から始めたシリーズも、今回で3回目です。

今月も引き続き、裁判員制度の概要を最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会が合同で作成した「裁判員制度が始まります」から紹介します。

■裁判員になることを辞退することはできますか？

広く国民の皆さまに参加していただく制度ですので、原則として辞退できないことになっています。ただし、次のような事情のある人は申し出により、裁判所から認められると辞退することができま

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会議員 ※会期中に限ります。
- ③ 学生または生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員や検察審査員などを務めた経験のある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことがある人
- ⑥ 一定のやむを得ない理由があ

■裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

裁判員の仕事に必要な法律に関する知識や、刑事裁判の手続きについては、裁判官によって丁寧に説明されることになっていますので心配ありません。

また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議を進めますので、裁判員となる皆さまが、法律に関する専門的な知識を持っている必要はありません。検察官や弁護人も、分かりやすい裁判が行われるよう、努力することになっています。

■裁判は時間がかかるのではないのですか？

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので一概には言えませんが、多くは数日間が終わるのではないかと見込まれています。

国民の皆さまの負担をできるだけ軽くするように運用されることを望まれています。